

不妊治療費等（先進医療）助成事業のお知らせ

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した医療保険対象外の先進不妊治療に要した治療費および交通費の一部に対して助成を3月1日から開始します。

○対象者

- ・治療の開始日が令和5年4月1日以降の方
- ・夫婦（事実婚含む）のいずれかが、治療終了時および申請時において訓子府町の住民基本台帳に記録されている方で、女性が治療開始時において43歳未満の方
- ・ほかの市町村で同一の治療に対する助成を受けていない方

○助成額

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかった自己負担額の7割（3万5,000円を上限）に助成します。また、先進医療の受診に要した交通費については、1回の治療につき受診5回分までの費用を一部助成します

※申請方法や対象となる治療などの詳細については、右記QRからホームページをご覧ください
 たくか下記にお問い合わせください。



■問合せ 福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

3月1日から

戸籍謄本などの取得が便利に

戸籍法の一部を改正する法律が施行され、3月1日から以下のことができるようになります。

■本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書の発行が可能になります（広域交付）

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口において、戸籍謄本などを取得することができます。また、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて取得することができます

戸籍抄本、戸籍の附票（住所の履歴が載っているもの）、身分証明書、独身証明書などやコンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は広域交付の対象外です

○請求できる方

本人またはその配偶者および父母・祖父母など（直系尊属）、子・孫など（直系卑属）に限ります。

死亡した夫または妻の戸籍を配偶者が請求する場合は、婚姻後の戸籍のみ可能です

※郵送や代理人による請求はできません。

○請求に必要なもの

窓口にお越しになった方の本人確認のため、運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書

※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証明書では広域交付の請求ができません。

■婚姻届、転籍届などへの戸籍謄本の添付が不要になります

令和6年3月1日届け出分から、本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届け出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認できるようになるため、届け出への戸籍謄本の添付が原則不要となります



■問合せ 町民課戸籍年金係（☎ 47-2203 役場1階 窓口1番）

交通規制のお知らせ（町道西17号線）

橋梁長寿命化稲穂橋外1修繕工事のため、町道西17号線（南10線～南11線間）が一般車両全面通行止め（地先住民の車両と営農車両などを除く）となります。

工事期間中は、一般車両の通行および住宅への出入りなどご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。なお、交通規制を実施する期間などは、次のとおりです。

交通規制区間	町道西17号線（南10線～南11線間）	交通規制期間	3月4日～21日まで
事業名	橋梁長寿命化稲穂橋外1修繕工事	事業主体	訓子府町

■交通規制箇所図



■問合せ 建設課土木管理係（☎ 47-2118 役場1階 窓口4番）

災害発生時のサイレン吹鳴

現在、消防庁舎に設置されている「電子サイレン」を吹鳴していますが、「音が聞こえにくい」という意見が一定数寄せられました。そのため、4月から旧消防庁舎の「モーターサイレン」を災害発生時や防災訓練の際に吹鳴します。

また、防災の日（第1・第3日曜日）、選挙日のサイレン吹鳴については、深夜勤務されている方などへの配慮やその効果などを踏まえ、4月からは吹鳴しませんので、町民の皆さんのご理解をお願いします。町内で吹鳴される消防サイレンの種類は下記のとおりです。

種類	吹鳴時間	停止時間	繰り返し	吹鳴日時など	電子サイレン	モーターサイレン
避難指示発令	60秒	5秒	2回	河川氾濫による避難指示時	○	○
気象特別警報	60秒	数秒	3回	各種気象の特別警報発表時	○	○
防災訓練時	60秒	繰り返しなし		総合防災訓練・シェイクアウト訓練時	○	○
緊急事態情報	60秒	繰り返しなし		弾道ミサイルの発射が確認され日本に落下する可能性があるとき	○	×
火災	3秒	2秒	10回	火災発生時	○	×
防災の日				吹鳴廃止	×	×
選挙				吹鳴廃止	×	×

※停電時は、モーターサイレンが吹鳴されない場合があります。

■問合せ 総務課防災危機管理係（☎ 47-2112 役場2階 窓口10番）